

和歌山働き方改革会議設置要綱

1 楽旨

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び終業の時刻の設定の見直し、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度、適正な労働条件の下でのテレワークの普及など、長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）においても、「新たに講すべき具体的施策」として「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が明記されるなど、長時間労働対策の強化が政府としての喫緊かつ重要な課題となっている。

また、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、働き方改革の実現に向けた取組はこれらにも資する。

これを踏まえ、和歌山労働局と和歌山県は共同で平成27年1月に「和歌山働き方改革推進本部」を設置したところであるが、働き方改革の取組を県内の実情に即した形でさらに広げていくため、労使関係者を含めた意見交換等を行う場として「和歌山働き方改革会議」を設置する。

2 構成

本会議は、和歌山働き方改革推進本部の構成員及び労使関係者からなる別紙の参画者をもって構成する。

3 内容

労使関係者と共に通の認識の下で、働き方改革の実現に向けた全県的な気運の醸成を図っていくため、労働時間等の状況に関する情報共有及び働き方改革の実現に向けた各種の取組に関する意見交換、協議等を行う。

4 事務

本会議の事務は、和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課の協力を得て、和歌山労働局雇用環境・均等室において行う。

（附則）この要綱は平成27年6月2日から施行する。

（附則）改正 平成28年6月27日

この要綱は平成28年6月27日から施行する。

和歌山働き方改革会議 参画者名簿

平成28年6月27日現在

	氏名	所属・役職等
労働者側	井岡 由美	日本労働組合総連合会和歌山県連合会 女性委員会事務局長
	東郷 隆文	日本労働組合総連合会和歌山県連合会 事務局長
	橋爪 道明	UAゼンセン和歌山県支部 運営評議員
使用者側	木村 明人	株式会社インテリックス 代表取締役
	田原 サヨ子	学校法人田原学園 慶風高等学校 校長
	永井 慶一	和歌山県経営者協会 専務理事

和歌山働き方改革推進本部

本部長	中原 正裕	和歌山労働局長
副本部長	岡本 圭剛	和歌山県商工観光労働部長
本部員	近江 謙一	和歌山労働局総務部長
	小田 江理子	和歌山労働局雇用環境・均等室長
	檍野 順三	和歌山労働局労働基準部長
	熊田 知俊	和歌山労働局職業安定部長
	田中 一寿	和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課長
	松村 光一郎	和歌山市産業まちづくり局産業観光部産業政策課長
事務局	上野山 黙	雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官
オバザーバー	武田 美奈子	近畿経済産業局地域経済部産業人材政策課長